

国北整用企第172号  
令和7年1月21日

各事務所  
用地担当課長 殿

用地部  
用地企画課長  
(公印省略)

令和6年能登半島地震の被災地における用地取得の業務委託について(通知)

先般、「令和6年能登半島地震の被災地における用地取得について」(令和6年5月21日国北整用補第6号用地部用地補償課長通知。以下「用地補償課長通知」という。)が通知されたところですが、用地補償課長通知内2.(2)①、③及び⑤に係る業務委託の取扱いについては、別紙のとおり定めたので通知します。

また、本通知によりがたい場合は、用地企画課にご相談ください。

なお、「令和6年能登半島地震の被災地における用地取得の業務委託について(通知)(令和6年12月20日付用地企画課長通知)」は廃止します。

(担当：用地企画課企画係)

## 別紙

- (1) 地震対応の業務委託に当たっては、(2) から (4) によるもののほか、用地調査等業務費積算基準（平成 24 年 5 月 14 日国北整用企第 26 号北陸地方整備局長通知。以下「積算基準」という。）により積算を行うものとする。
- (2) 用地補償課長通知 2. (2) ①ただし書き「廃材の撤去に要する費用」の算定を委託する際の歩掛は、見積によるものとする。
- (3) 用地補償課長通知 2. (2) ③「建物の毀損」及び「建物としての効用」の有無の認定に要する調査歩掛は、表 1 のとおりとする。なお、当該歩掛を使用する際には、積算基準第 6 4 建物の調査、同第 1 1 4 再調査業務又は第 1 5 4 事前調査と併せて発注するものとする。
- (4) 用地補償課長通知 2. (2) ⑤の修復費の算定を委託する際の歩掛は、表 2 のとおりとする。

表 1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	
				調査	図面等		
判定調査 (木造建物 A)	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.99	0.28	1.27	人
			技師 B	0.99	0.72	1.71	人
			技師 C	0.99	0.41	1.40	人
			技師 D	-	0.46	0.46	人
判定調査 (木造建物 B)	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	1.18	0.31	1.49	人
			技師 B	1.18	0.63	1.81	人
			技師 C	1.18	0.48	1.66	人
			技師 D	-	0.39	0.39	人
判定調査 (木造建物 C)	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.69	0.23	0.92	人
			技師 B	0.69	0.48	1.17	人
			技師 C	0.69	0.24	0.93	人
			技師 D	-	0.37	0.37	人
判定調査 (木造特殊建物)	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.74	0.20	0.94	人
			技師 B	0.74	0.71	1.45	人
			技師 C	0.74	0.13	0.87	人
			技師 D	-	0.42	0.42	人
判定調査 (非木造建物イ)	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.38	0.40	1.78	人
			技師 B	1.38	0.92	2.30	人
			技師 C	1.38	0.36	1.74	人
			技師 D	-	0.56	0.56	人
判定調査 (非木造建物ロ)	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.36	0.41	1.77	人
			技師 B	1.36	1.13	2.49	人
			技師 C	1.36	0.33	1.69	人
			技師 D	-	0.38	0.38	人
判定調査 (非木造建物ハ)	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.86	0.30	1.16	人
			技師 B	0.86	0.62	1.48	人
			技師 C	0.86	0.22	1.08	人
			技師 D	-	0.48	0.48	人

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、積算基準表第 15-1-3、表第 15-1-4 及び表第 15-1-5 の補正率表を適用するものとする。

注 2 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。

注 3 積算基準第 15-4 事前調査と併せて発注する場合は、内業のみ計上するものとする。

注 4 上記歩掛以外に必要な直接経費、その他原価、一般管理費等については、積算基準の定めによるものとする。

表 2

区分	単位	規模	職種	内業		計	
				図面等	算定		
修復費算定 (木造建物)	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.25	0.14	0.39	人
			技師 C	0.84	0.28	1.12	人
			技師 D	-	0.17	0.17	人
修復費算定 (非木造建物)	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.44	0.30	0.74	人
			技師 C	1.32	0.39	1.71	人
			技師 D	-	0.19	0.19	人

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、積算基準表第 15-1-3 及び表第 15-1-5 の補正率表を適用するものとする。

注 2 上記歩掛以外に必要な直接経費、その他原価、一般管理費等については、積算基準の定めによるものとする。